

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 15日

埼玉県知事
大野 元裕 殿



提出者

住 所 : 東京都中央区京橋二丁目2番1号
氏 名 : 東洋モートン株式会社
代表取締役社長 小林 雄一
電話番号 : 03-3272-0717

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋モートン株式会社 埼玉工場
事業場の所在地	埼玉県比企郡滑川町都25-26
計画期間	令和05年04月01日～令和06年03月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E16 化学工業（接着剤製造業）
② 事業の規模	15,726.8トン/年（令和4年度生産数量）
③ 従業員数	77人（令和5年4月1日現在）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	『別表1. 生産工程概略と特別管理産業廃棄物』を参照願います。 『別表2. 溶剤再生設備と再利用』をご参照願います。

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

『別表3. 産業廃棄物処理に係る管理体制による事項』を参照願います。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】											
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	廃酸	廃アルカリ								
	排 出 量	483.5 t	0.0 t	0.0 t								
① 現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001での目標管理。 ・再発防止対策による不合格品（特管廃油）の削減。 ・新規溶剤再生設備の導入（令和3年8月稼働） 特管廃油の一部について、溶剤再生装置で、蒸留再生し機器洗浄用途に再利用し、溶剤循環による資源の削減。 ・特管廃油の一部について有価売却（再生業者にて蒸留再生し製品化） 											
② 計画	<p>【目標】：令和5年度目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th><th>特管廃油</th><th>廃酸（必要時）</th><th>廃アルカリ（必要時）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td><td>518.1 t</td><td>1.0 t</td><td>5.0 t</td></tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001での目標管理（毎年原単位1%削減） ・再発防止対策による不合格品（特管廃油）の削減。 ・特管廃油を場内溶剤再生利用し、溶剤循環による資源の削減。 ・特管廃油を有価売却による産廃排出の削減。 ・生産釜洗浄用アルカリ洗浄液の再利用。 				特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	廃酸（必要時）	廃アルカリ（必要時）	排 出 量	518.1 t	1.0 t	5.0 t
特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	廃酸（必要時）	廃アルカリ（必要時）									
排 出 量	518.1 t	1.0 t	5.0 t									

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特管廃油の処理目的別に選定分別（有価向け等）
③ 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特管廃油の処理目的別に選定分別（有価、場内蒸留再生向け） ・特管廃油の分別化による、新規有価売却先の検討。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	163.9 t	t	t
(これまでに実施した取組) ・新規溶剤再生設備の導入（令和3年8月稼働） 特管廃油の一部について、溶剤再生装置で、蒸留再生し機器洗浄用途に再利用し、溶剤循環による資源の削減。				
② 計画	【目標】令和5年度目標			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	163.3 t	t	t
(今後実施する予定の取組) ・特管廃油を場内溶剤再生利用し、溶剤リサイクルによる資源の削減の継続。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t	t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量				
② 計画	【目標】令和5年度目標			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量				
(今後実施する予定の取組) ・特管廃油を場内溶剤再生利用し、溶剤循環による資源の削減の継続。 ・溶剤再生設備の維持管理による回収率の改善（産廃の削減）				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	実績なし t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】令和5年度目標			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	計画なし t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	319.6 t	0 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	271.3 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	50.0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	269.5 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001での目標管理。 ・ISO廃棄物管理規則等の改訂。 ・特別管理産業廃棄物処理計画の目標設定項目の達成。 ・産廃管理強化として、人材教育の実施。 ・産廃管理強化として、講習会受講やグループ会社との情報共有と連携。 ・排出事業者責任の管理強化と適正化を図った。 ・特管産廃委託について、電子マニフェスト交付100%達成。 ・特管産廃委託について、複数業者と取引による、リスクマジメント検討を行った。 ・新規委託業者の現地確認を行い、法令遵守・信頼性等の確認を行った。 ・循環社会を貢献する為、マテリアリサイクル業者への切替え検討。 ・産廃委託について、埋立最終処分セミミッションの継続。 ・再発防止対策による不合格品（特管廃油）の削減。 ・サプライチェーンのCO2排出量（Scope3 カテゴリー5）の把握。 				

② 計画	【目標】令和5年度目標						
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	廃酸	廃アルカリ（必要時）			
	全処理委託量	354.8t	1.0t	5.0t			
	優良認定処理業者への処理委託量	294.6t	1.0t	5.0t			
	再生利用業者への処理委託量	99.1t	1.0t	5.0t			
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t			
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		255.7t	0.0t	0.0t			
(今後実施する予定の取組)							
<ul style="list-style-type: none"> ・IS014001での目標管理（毎年原単位1%削減） ・産廃管理強化として、キャスト人材育成。 ・産廃管理強化として、講習会受講やグループ会社との情報共有と連携。 ・排出事業者責任の適正管理の維持と強化。 ・特管廃油の一部を有価物化への検討。 ・委託業者の現地確認を行い、トラブル未然防止につなげる。 ・中間処分委託先を、サーキュラーマテリアルサイクルに転換し、循環型社会実現に貢献する。 ・不動在庫品の処分による、保管リスクの低減。 ・有価売却から産廃化（買取不可）による、特管廃油増の可能性あり。 ・生産釜洗浄用アルカリ洗浄液の更新可能性あり 							
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	319.6t					
(今後実施する予定の取組)							
<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェスト適正運用の継続。 ・新規委託業者は、特管に限らず電子マニフェストで運用する。 							
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別表1 ④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

製造工程概要と特別管理産業廃棄物

工程	1 原料	2 仕込み	3 反応(混合)	4 漣過・充填	5 検査	6 製品	7 洗浄	8 その他
引火性廃油 含有 産業廃棄物	(廃酸)		不合格品	残渣	溶剤付ゴミ 検査残り 保管サンプル	不合格品	廃溶剤 廃ウエス (廃アルカリ)	

別表2 ④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

溶剤再生設備と再利用

工程	1 保管	2 溶剤再生装置	3 地下タンク保管	4 洗浄工程で 再利用
引火性廃油 含有 産業廃棄物	廃溶剤	再生溶剤 残渣	再生溶剤	廃溶剤

別表3

産業廃棄物処理に関する管理体制による事項

東洋モートン㈱ 代表取締役社長	
東洋モートン㈱埼玉工場 工場長 廃棄物統括管理責任者	
	環境管理責任者
	ISO推進委員会
管理部	
廃棄物管理担当者	廃棄物処理方針の制定承認。
環境管理責任者	廃棄物処理方針の策定。 廃棄物管理規則等の制定承認。
ISO推進委員会	環境目標達成に向けた活動(本社含む)
特別管理 産業廃棄物責任者	廃棄物管理規則等の策定。産廃委託契約書と許可証の管理。 産廃収集運搬業者の手配と引渡し。保管場所の確認。電子マニフェストの交付。 産廃処理期日の確認。廃品処理費・有価買取費の実績確認。処分業者の現地確認。 有価物の管理(売買契約書、手配、引渡し) 官公庁と[REDACTED]の各種届出と報告。
廃棄物管理担当者	保管場所の確認と廃棄物の分別・減量化・保管方法等の教育と啓発。 廃棄物の排出状況把握と改善策の検討。溶剤再生装置の維持と改善。 産廃収集運搬業者の手配と引渡し。紙マニフェストの交付。 有価物の管理(売買契約書、手配、引渡し)
管理部	各職場の廃棄物排出状況確認。紙マニフェスト保管。 廃品処理費・有価買取費の予実確認。 事業系一般廃棄物の運用全般。